

令和 4 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 24 日

担当部・課：市民生活部スポーツ振興課〔内線 3326〕

| |
|---|
| ① 件 名 |
| 石巻市横断幕等の掲示に関する基準について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 本市では、スポーツ競技において全国規模の大会等で優勝又はこれに類する成績を収めた個人や団体又は国際大会に出場した個人や団体に対し、その功績を称えるための懸垂幕、広告塔看板及び横断幕（以下、「横断幕等」という。）の掲示基準がなかったため、検討課題となっていた。</p> <p>【目的】 スポーツ競技において、他の模範となる活躍をした個人や団体に対し、その功績を称えとともに、市民に広く周知を図るため、横断幕等の掲示に関する基準を定めるもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 6 節 生涯にわたるスポーツ活動の推進</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 令和 4 年 10 月 横断幕等の掲示に関する基準について、文化芸術の基準との整合について教育委員会と協議 |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1 対象者 (1) 市内に住民登録がある者又はあった者（個人） (2) 市内にスポーツ籍を有する（活動拠点が市内にあることをいう。）個人又は団体 (3) (1)、(2) のほか、市長が特に認める者</p> <p>2 掲示基準 (1) 国際競技大会に出場が決定した場合 (2) 全国規模の競技大会に出場し優勝した場合 (3) (1)、(2) のほか、優秀な成績を収め市長が特に認める場合</p> <p>3 製作・掲示 (1) 横断幕等の寸法及び書式は、市が別に定める。 (2) 横断幕等の掲示場所は、指定した場所とする。 ①石巻市役所本庁舎北側 ②石巻駅前バスプール ③歩行者デッキ ④その他市長が必要と認めた場所 (3) 横断幕等の掲示期間は、掲示した日から原則 1 か月とする。（ただし、例外あり。）</p> <p>4 掲示の制限 掲示対象となる場合でも次に該当する場合は横断幕の製作、掲示を行わないもの。また、掲示中に次に該当した場合は掲示を中止する。 (1) 法令又は公序良俗に反する行為が行われた場合 (2) 市の政治的及び宗教的中立性を損なうおそれがある場合 (3) (1)、(2) のほか市長が適当でないと認める場合</p> |

| |
|---|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> |
| <p>【影響・効果】 スポーツ競技における国内、国際大会等において優秀な成績を収めた個人又は団体の功績を広く市民に周知することで本市のスポーツ振興に寄与するとともに、その競技種目で活動する市民を市全体で応援することができ、さらには、内外へ本市のPR効果が期待できる。</p> <p>【市財政への負担】（令和5年度当初予算） 540千円（一般財源）</p> <p>(1) 懸垂幕（約14m×約1.30m）@80,000円×3枚=240,000円 (2) 広告塔看板（約4m×約1.20m）@70,000円×3枚=210,000円 (3) 横断幕（約10m×約0.85m）@30,000円×3枚=90,000円</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>登米市：登米市教育委員会懸垂幕等設置要綱（平成30年10月告示）</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> |
| <p>令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案 3月 石巻市横断幕等の掲示に関する要綱制定 （施行予定年月日：令和5年4月1日）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |
| <p>■国際大会出場・全国大会優勝者</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会優勝者 2人（石巻高校ボート、全国道場少年剣道選手権大会） <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際大会出場者 1人（バレーボール・藤井選手） ・全国大会優勝者 0人 |